

産地生産力強化総合対策事業（新規）

1 趣 旨

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種の導入、各種作物の産地規模の拡大、省力・低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

2 事業内容

(1) 産地育成推進事業

関係機関・団体が一体となって園芸振興に取り組む推進体制を構築するとともに、県オリジナル品種の普及を強力に進めるため、これらの活動について支援を行う。

(2) 産地育成整備事業

ア 園芸作物支援対策

(ア) 新規園芸品目導入支援事業

水稲から園芸品目への転換促進や永年性作物の初期生産資材への助成（果樹を除く）など、市町村、JA 等が主体となった新規栽培者の確保・定着の取組を支援する。

(イ) 省力化支援事業

水田の活用や契約出荷の取組など、作付面積の拡大や、出荷量増加を図るための省力機械等の導入を支援する。

(ウ) 生産力強化支援事業

生産量・品質の向上により産地の販売額向上を図るための施設化や高品質安定生産を図るための装置等の導入を支援する。

イ 土地利用型作物支援対策

大豆、麦、そば、なたね等、飼料作物及び主要農作物（水稲・麦・大豆）種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組に必要な機械・機器等の導入について補助する。

159

3 事業実施主体

2の(1) 福島県

2の(2) ア(ア) 市町村、農業公社、農業協同組合

2(2) ア(イ)(ウ) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等

イ 市町村、農業公社、農業協同組合、営農集団、農業法人等

4 予算額

2の(1) 778千円

2の(2) 42,900千円

5 補助率

2の(2) ア(ア) 4/10以内

ただし、水稲からの転換または水稲との複合経営として新たに品目を導入する場合は補助率1/2以内

また、野菜及び花きの永年性作物（定植初年目に収益が上がらないアスパラガス、りんどう等の品目）を新規導入する場合の初期生産資材は定額とする。

2の(2) ア(イ) 1/3以内

ただし、以下の①又は②の条件を満たす場合は補助率4/10以内

①基準年において、加工業務用として契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合

②導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合

2の(2) ア(ウ) 1/3以内

2の(2) イ 1/3以内

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

産地生産力強化総合対策事業

残された課題

農家戸数の減少

作付面積の減少

出荷量の向上

産出額の向上

対策

新たな視点

[担い手の確保・育成]
新規栽培者の確保・定着

- ・ 水稲農家の園芸品目導入
- ・ 点在する新規栽培者を確保
- ・ 永年性作物の新規導入を促進

[労力不足対策]
省力化技術の導入

- ・ 土地利用型野菜作付の推進
- ・ 契約野菜の取組促進
- ・ 農業法人の規模拡大促進

[出荷量・産出額の向上対策]
単収・単価の向上(出荷期間の長期化)

- ・ 生産の高度化
- ・ 農業法人の規模拡大促進

産地生産力強化総合対策事業

新規園芸品目導入支援事業

[主な事業内容]

園芸品目の新規導入に係る初期生産資材、施設、機械導入を支援

- ・ 市町村・JA と連携し、点在する新規栽培者を支援
- ・ 特に水稲農家が新たに園芸品目を導入する取組を誘導する。
- ・ 新規栽培者が導入しにくい野菜や花きの永年性作物を導入する場合の農家負担を軽減。

省力化支援事業

[主な事業内容]

省力化のための機械導入を支援

- ・ 機械導入により省力化することで、作付面積の拡大、出荷量を向上
- ・ 土地利用型野菜の産地育成
- ・ 作付面積の拡大に当たり、水田活用や契約出荷の取組を促進
- ・ 雇用労力を活用して大規模生産が可能な農業法人の規模拡大を促進

生産力強化支援事業

[主な事業内容]

高品質安定生産を行うための施設及び装置等の導入支援

- ・ 生産の高度化により収量・品質向上や長期安定出荷を図るための施設・設備の導入等を支援
- ・ 雇用労力を活用して大規模生産が可能な農業法人の規模拡大を促進

県全体の園芸産地の生産力を一層強化